

## 【総則】

本会はベルニナ山岳会と称し、事務所を代表宅に置く

## 第二条 【目的】

本会は登山技術の研究・指導・実践により、正しい登山の発展普及と遭難防止を主な活動とし登山を通じて自然に親しみ会員の人格を高め、相互の親睦を図り豊かな人生を送る事を目的とする

## 第三条 【活動】

本会は第二条の目的を達成するために年間を通じ次のような活動を行う、これらの活動を「山行」と称する

- 1、アルパインクライミング
- 2、一般登山(縦走、沢登り、トレッキング等)
- 3、スポーツクライミング(フリークライミング、ボルダリング等)
- 4、スキー(アルペンスキー、クロスカントリー等)
- 5、その他(自然保護、観察、研究等の活動)

## 第四条 【会員】

「会員」会員とは第二条の目的に賛同し、所定(入会申込書の提出、入会金の支払い)の手続きにより委員会が承認した者

「OB会員」

OB会員とは会員で原則十年以上会に在籍し、本人が希望するか、委員会が承認した者

「家族会員」

家族会員とは会員の家族で本人が希望し委員会が承認した者、尚必要に応じて「月報ベルニナ」無償と「年報ベルニナ」有償の提供を受けられる

## 第五条 【組織】

本会は次の組織により運営する

「委員会」

委員会とは当会の決議機関で次の委員により構成する

代表、副代表、総務、会計、編集、遭難対策、渉外、器具、監事、チーフリーダー、

「リーダー会」

リーダー会とは委員会が任命したチーフリーダーのもと複数のリーダーで構成する、チーフリーダーはチーフリーダーを補佐するサブリーダーを任命する事ができる

「専門部会」

専門部会とは必要に応じ構成するもので委員会の承認を得て組織する事ができる

「OB会」

OB会とは第四条のOB会員により構成し、その会長とOB会員を代表の要請により委員会に送ることができる、OB会はOB会規約により運営する

## 第六条 【委員】

「委員」委員会の定数は各委員一名とし、代表以外の委員は補佐を設けることができる、任期は一年とし総会で改選する、委員は会運営の円滑を図り、会の中核として下記の役割を担う

「代表」 会運営の全体を統括する、総会を招集し、委員会の議長を務める

「副代表」 代表を補佐し会運営の円滑化につとめる

「総務」 月報ベルニナを発行し、ホームページの管理をし、会行事の議事進行を担う

「会計」 会資金の管理及び会費の徴収、年度予算の作成、会計報告書の作成を担う

「編集」 年報ベルニナの編集と発行業務、年報協力金の徴収(他委員に委託可)を担う

「遭難対策」 遭難対策への対応、立案、山岳保険の諸手続きの代行を担う

「渉外」 外郭団体との窓口として上部団体の運営に協力する

「器具」 会備品の管理、調達計画、現物合わせの棚卸しの実施を担う

「監事」 会活動への監督と提言、庶務、会計監査を担う

「チーフリーダー」 リーダー及び山行全般を掌握し、人材育成に努める

**第七条【集会】**

- 「集会」会の活動を円滑にすると共に会員の交流と技術交換の場として、次の集会を開催する
- 「定期総会」 年一回、四月例会と併せて開催する
- 「臨時総会」 必要に応じ委員会の要請で招集できる
- 「委員会」 必要に応じて代表が招集する(第六条の委員が対象)
- 「例会」 原則として毎月第二水曜日に開催する(全会員が対象)
- 「研究会」 原則として毎月第四水曜日に開催する(全会員が対象)
- 「リーダー会」 チーフリーダーが必要に応じて招集する(リーダーが対象)

**第八条【会計】**

- 「会計」本会は毎年四月一日より三月末日までを会計年度とし、会費に依って運営するが、各種の山行及び行事の費用はそのつど徴収する。納入した会費、入会金は返還しない
- 「会費」 会員の月額会費は1,000円とし、内100円は遭難対策費として積み立て別会計で管理する
- 「入会金」 入会金は1,000円とする
- 「会友、家族会員費」 会友及び家族会員は会費を徴収しない
- 「OB会費」 OB会員の会費は別途OB会規約に定める

**第九条【人事】** 会員の便宜を図ることを目的とし次の制度を設ける

- 「休会」 書面による届け出により委員会が承認した者、尚休会期間の会費徴収は免除する、尚必要に応じて「月報ベルニナ」無償と「年報ベルニナ」有償の提供を受けられる
- 「復会」 休会中の本人より委員会に申しでをし、委員会が承認した者
- 「任意退会」 本人の意思により退会を希望し委員会が承認した者
- 「退会処分」 会員としての行動や発言等に不適格が有り委員会がそれを認めた場合は委員会の承認により退会処分とする
- 「会友」 任意退会者で本人が「会友」を希望し委員会がそれを認めた場合「会友」としての資格を有し会行事に参加できる、尚必要に応じて「月報ベルニナ」無償と「年報ベルニナ」有償の提供を受けられる

**第十条【情報の公開】**

- 本会は「月報ベルニナ」と「年報ベルニナ」を発行し活動を公開する、又電子機器を用い活動を公開し多くの人々の理解を得るよう努力する
- 「月報ベルニナ」 会員相互の連絡と情報の伝達を目的とし毎月発行する
- 「年報ベルニナ」 年間の山行記録、山岳紀行文、及び研究成果の発表の場として年度内に発する
- 「ベルニナ山岳会ホームページ」 ホームページを利用し会員間や他山岳会との迅速な情報交換と人材確保一助を目的に管理維持する
- 「情報の公開」 在会中に各種の記録を山岳雑誌等に会として投稿した場合は、会にその責任が生じるため著作権、稿料は会に属する、但し個人で出版し委員会が認めた場合はこの限りではない  
ホームページに情報を公開する場合はその影響が広範囲に渡るため発信者を明確にし、十分な配慮をすること

**第十一条【会則の改定】** この会則は総会出席者の過半数の賛成を得て改訂する

改訂履歴		ページ 1/2
改訂年月日	改訂項目	
1989・04・13	改訂箇所不明	
1991・04・11	改訂箇所不明	
2006・04・12	改訂されたが本文の作成無し	
2007・04・11	2007・04・04の委員会にて見直し検討し下記を改訂(案)とする	
第四条【会員】	<p>会員とは第二条の目的に賛同し所定の手続きにより入会を認められた人を云う (入会申込書の提出、入会金の支払い)の手続きにより委員会が承認した者 改訂  <del>正会員:会員として必要な知識・技術・経験を体得し委員会が認めた者でバッチ交付により証しとする 削除</del>  <del>準会員:入会后、知識・技術を習得中で正会員を目指す者 削除</del>            OB会員 <del>正会員で...</del> 正削除 OB会員とは会員で原則...に改訂、認められた者 承認            家族会員 <del>正会員で...</del> 正削除 家族会員とは...に改訂、尚必要に応じて「月報ベルニナ」無償「年報ベルニナ」有償の提供を受けられる 改訂</p>	
第五条【組織】	<p>委員会メンバーにリーダー 追加  <del>委員会:会...</del> 委員会とは当会の...に改訂、<del>リーダー会:山行の...</del> リーダー            会とは委員会が任命したチーフリーダーのもと複数のリーダーで構成する、 改訂            リーダー会 <del>リーダーを補佐するサブリーダーを指名できる</del> チーフリーダーはチーフリーダーを            補佐するサブリーダーを任命する事ができる 改訂            専門部会 <del>専門部会:委員会の承認を得て設けることができる</del> 専門部会とは必要に応じ構成            するもので委員会の承認を得て組織する事ができる 改訂            OB会 <del>OB会:第三条にある</del> 削除 OB会とは第四条のOB会員により構成し...改訂</p>	
第六条【委員】	<p>定数は各委員 削除 委員会の定数は... 改訂、総会で改選される 訂正  <del>ホームページの管理</del> ホームページの管理をし、会行事の進行を担う 改訂            会計 <del>会資金の管理、会費徴収、会計報告...</del> 会資金の管理及び会費の徴収、年度予算の作成、会計報告書の作成を担う 改訂            器具            監事 <del>会活動の監督と庶務、会計監査</del> 会活動への監督と提言、庶務、会計監査を担う            改訂</p>	
チーフリーダー	山行全般を把握し リーダー及び山行全般を掌握し... 改訂	
第八条【会計】	<p><del>正・準会員の...</del> 会員の月額... 改訂、<del>家族会員は無料とする</del> 「会友、            家族会員費」会友及び家族会員は会費を徴収しない 改訂</p>	
第九条【人事】	<p><del>次の人事制度を...</del> 次の制度を 改訂尚休会期間の会費は免除する、尚必要            休会 に応じて「月報ベルニナ」無償「年報ベルニナ」            有償の提供を受けられる 追加            復会 <del>本人から委員会に申し出があった場合は復帰できる</del> 本人から委員会に申し出を            退会処分 し、委員会が承認した者 改訂<del>会員として不適格な言動等があり...</del> 会員とし            ての行動や発言に不適格があり委員会がそれを認めた場合は委員会の承認により退            会処分とする 改訂任意退会者で本人が希望し委員会が承認した者... 任意            会友 退会者で本人が「会友」            を希望し、委員会がそれを認めた場合は「会友」としての資格を有しアルパインクライミ            ング以外の会行事に参加できる、尚必要に応じて「月報ベルニナ」無償「年報ベルニナ」            有償の提供を受けられる 改訂</p>	

## 改訂履歴

ページ  
2/2

改訂年月日	改訂項目
第十条【情報の公開】	<p>在会中に各種の記録を山岳雑誌等に会として投稿した場合は、会にその責任が生じるため著作権、稿料は会に属する、但し個人で出版し委員会が認めた場合はこの限りではない 追加</p> <p>インターネットホームページに情報を公開する場合はその影響が広範囲に渡るため発信者を明確にし、十分な配慮をすること 追加</p>
2018・4/14 第四条【会員】  第七条【集会】  「例会」 「研究会」 第八条【会計】  第九条【人事】	<p>「OB会員」<del>OB会による推薦があり</del> 削除</p> <p>「OB会」<del>その会長を委員として</del> 削除</p> <p>OB会とは第四条のOB会員により構成しその会長とOB会員を代表の要請により、委員会に送ることができる 改定</p> <p>「委員会」<del>毎月第一水曜日に開催する</del> 削除            必要に応じて代表が招集する 改定</p> <p>原則として 追加</p> <p>原則として 追加</p> <p>「入会金」<del>入会金は3,000円とする</del> 削除            入会金は1,000円とする 改定</p> <p>「会友」<del>フルパインクライミング以外の</del> 削除</p>
第十条【情報の公開】	<p><del>「BERNINA.COM」</del> 削除</p> <p>ベルニナ山岳会ホームページ 改定</p> <p>インターネット ホームページに改定</p>